ラポーレ正直家 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団ヘルスアライアンス(以下「事業者」という。)が運営する居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態の高齢者(以下「利用者」という。)に対し、利用者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針及び基準・内容・手続きの説明及び同意)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、 利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様 な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又 は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定 居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 4 事業所を他の事業から独立して位置付け、人事・会計・物品等の管理を行う。
- 5 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、運営規定の概要その他の利用申込 者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して 説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
- 6 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス 事業者等を紹介するよう求める事が出来ること等につき説明を行い、理解を 得る。
- 7 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、同一事業者によるサービス提供割合等について利用者又はその家族に対して十分説明を行い、理解を得るよう 努める。
- 8 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 名 称 ラポーレ正直家
 - (2) 所在地 熊本市東区戸島西1丁目 29-33 トーカンマンション健軍東 三番館 1002 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に所属する職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 管理者 1人 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2)介護支援専門員 1人以上 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。年末年始(12月31日から1月3日)を除く。
 - (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - (3)利用者の希望に応じて、時間外及び休日であっても携帯電話等で24時間対応可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

- 第6条 提供する居宅介護支援の内容は、居宅サービス計画を作成することと し、指定居宅介護支援の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。
 - (1) 居宅サービス計画の作成後、利用者及び利用者の家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情や居宅サービス計画の実施状況等の把握を行うものとする。
 - (2)利用者の解決すべき課題の変化が認められた場合等、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
 - (3) 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行うものとする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

- 第7条 指定居宅介護支援の提供方法は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1)居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。
 - (2)指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすい

ように説明を行う。

- (3) 利用者又は家族の相談を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等で行う。
- (4) 使用する課題分析 (アセスメント) により、解決すべき課題に対応するための居宅サービス計画の原案を作成する。
- (5) 居宅サービス計画の原案は、サービス担当者会議を開催して担当者から専門的見地からの意見を求めることとし、その開催場所は原則として事業所の会議室で行う。ただし、必要に応じて居宅サービス事業所の事務室等を用いる。
- (6) 前号により作成された居宅サービス計画について、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。また、作成した居宅サービス計画は利用者及び担当者に交付する。
- (7) モニタリングに当たっては、少なくとも 1 月に 1 回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、その結果を記録する。
- (8) 居宅サービス計画を変更した場合、利用者が要介護更新認定又は要介護状態の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議を開催する。
- (9) 正当な理由なく、居宅サービスの提供を拒まない。

(利用料、その他の費用の額及び保険給付の請求のための証明書の発行)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、法定代理受領分は無料とし受領分以外は厚生労働大臣が定める告示上の額とする。ただし、利用者の介護保険料未納等の理由から介護保険給付がなされない場合には償還払いとなるため、利用料の全額を利用者から支払い受けるものとする。その場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、熊本市、菊陽町、合志市、益城町、菊池市、 大津町とする。通常の事業の実施地域以外に居住する利用者の訪問する費用 について、1kmあたりに利用者が負担する額を15円とする。

その他の費用の支払いを命ずる時は、本人・家族等に事前に文書により同意を得る。

(事故発生時の対応)

- 第10条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した 場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理等)

- 第11条 事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス 計画に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの 苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会(以下「市等」という。)が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。
- 5 事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

(秘密保持)

- 第12条 職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の 秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も 同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用 契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

(従業者の研修)

- 第13条 事業者は、介護支援専門員の資質向上を図るため、次の各号に定める研修の機会を設けるものとする。
 - (1)採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2)継続研修 年4回

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

- 第14条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に 掲げる措置を講ずるものとする。
 - 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、 その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 3 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者とする。

(身体拘束等の原則禁止)

- 第15条 ケアマネジメントにおいて利用者又は他の利用者の生命又は身体を 保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行わない。
 - 2 ケアマネジメント支援の中でやむを得ず身体拘束等を行う場合には、本 人又はご家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を 得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない 理由、対応サービス事業所など必要な事項を記録することとする。

(業務継続計画 BCPの策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続 計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及び蔓延防止のための措置)

- 第17条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、 次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(セクハラ及びパワハラ防止・就業環境の確保)

第18条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場 において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務 上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されるこ とを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

- 第19条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各 号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - (1) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 居宅サービス計画
 - (3) アセスメントの結果記録
 - (4) サービス担当者会議等の記録
 - (5) モニタリングの結果記録
 - (6) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - (7) 苦情の内容等に関する記録
 - (8) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了 した日から5年間保存するものとする。

(協議事項)

第20条 運営規定に記載のない重要事項については、介護保険法その他の関係法令に従い、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定める

附 則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。